

予算決算常任委員会に関する整理事項

- | | |
|---|--------|
| ◇ | メリット |
| ◆ | デメリット |
| ○ | 検討、協議要 |

1 定数

(1) 全員

- ◆ 委員会付託の意味
 - ◆ 審査結果と議決結果の説明
 - ◇ 最大数の議員での審査
- } → ※ 同じ議員が審査と審議

(2) 議長及び議員選出の監査委員を除く議員

- ◇ 議長の中立性の確保
- ◇ 決算認定における議選監査委員の立場

(3) 定数による委員

- ◇ 議員負担の分散
- ◆ 所管の拡大
- 現行の特別委員会の常任委員会化に近いが、所管は拡大

2 審査方法

(1) 委員全員で審査

- ◆ 全議員又は全議員に近い議員が委員となった場合は、委員会審査の意義をどこに置くか。
- ◆ 会場確保、録音設備をどうするか。
- ◇ ほとんどの議員が審査にあたる。

(2) 分科会方式

- ◇ 議案の審査範囲が分散され、精度の高い審査
- ◇ 議員間討議を有効に活用できる。
- ◇ 正副委員長、分科会長など役職者が増え、役割を分担できる。
- ◇ 所管の常任委員会との合同審査も可能
- ◆ 分科会ごとに議案の範囲の仕分け（一般会計など）

- ◆ 審査日程の調整（全体会→分科会→全体会）
- ◆ 全体会議の会場、録音設備 → 議場仮定：事務局対応できるか？
- 会議規則等の改正（分科会の規定追加）
- 分科会の設置数、所管

3 所管の範囲

- ア 一般会計及び特別会計の予算（当初予算、補正予算）
 - イ 一般会計及び特別会計の決算
 - ウ 予算に関連する条例の制定及び改正 → ※ 検討可
 - エ 予算執行状況の確認等
- } ※ 集約が妥当
- ※ 予算決算委員会の所管とする事例あり

4 審査日程

(1) 共通事項

- 会期日程調整（会期が長くなる）
- 付託議案の有無にかかわらず会期日程に委員会審査日を設定

(2) 全委員で審査

- 会期日程に何日設定するか。

(3) 分科会方式で審査

- 次の順に審査日を設定
 - 全体会（質疑、分科会付託）
 - ↓
 - 分科会（審査）
 - ↓
 - 全体会（分科会長の報告、報告に対する質疑、討論採決）